

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月24日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において、キッチンスタッフとして就労していた。
- 2 請求人は、平成24年10月20日、事業場から自転車で帰宅途中、交差点を横断中に普通乗用自動車と側面衝突し（以下「本件事故」という。）負傷した。同日、D医療機関に救急搬送され、「左第3・4・5肋骨多発骨折、左閉鎖性外傷性血胸、側頭部挫創、頭部打撲」と診断されて同医療機関において入院加療し、同月28日に退院後、翌日、E医療機関に受診し、「左3～5肋骨骨折、頭部挫創、外傷性末梢神経炎」と診断され、同年11月20日、F医療機関に受診し、「脳挫傷疑」と診断され、同月22日、G医療機関に受診し、「左第3・4・5肋骨骨折、頭部挫創、両足関節部打撲、右手部打撲、外傷性末梢神経炎」と診断され、同月28日、D医療機関に受診し、「交通外傷後記憶障害」と診断され、平成25年3月2日、H医療機関に受診し、「頸椎捻挫、両足関節捻挫」と診断され、複数の医療機関で療養した結果、平成25年11月30日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、「交通外傷後記憶障害」による高次脳機能障害、「頸椎捻挫、両足関節捻挫」による疼痛等感覚障害が治癒後残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は、疼痛等感覚障害が残存するものとは認められないとし、高次脳機能障害について、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付の額を支給する旨の処

分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月20日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、次のとおり、障害等級第14級を超える障害等級に該当する旨を主張しているので、以下検討する。

- (2) 高次脳機能障害について

I 医療機関 J 医師は、平成29年12月27日付けの意見書において、要旨、「請求人は、本件事故により頭部へ一定の外力が加わった可能性は否定できないものの、WHO協力センターの軽度外傷性脳損傷の操作的定義のうち、①錯乱または見当識障害、②30分以内の意識喪失、③24時間未満の外傷性健忘症、④局所症状・発作及び外科手術を必要としない頭蓋内損傷のようなその他の一過性の神経学上の異常の、いずれも満たさないことから、当該定義にいう軽度外傷性脳損傷には該当しない。」と述べている。したがって、請求人が主張する高次脳機能障害は、WHO協力センターの軽度外傷性脳損傷の操作的定義に該当しないものと判断する。

なお、請求人は、専門家に本件事故において請求人が受けた衝撃力について解析を依頼した結果、専門家らはこの受体衝撃ならば高次脳機能障害を発症している可能性が十分にあると指摘していると主張する。しかし、本件公開審理において、脳損傷に関するデータについて交通事故・労災事故鑑定機構の請求代理人は、要旨、「どれだけのGでこうなるのかというのは、なかなか解明されていない。今の時点では、脳に対しての衝撃力がどういうものか、データベースはなく、文献もない。」と述べている。そうすると、どの程度の衝撃力があれば高次脳機能障害が発症するかということにつき、科学的な解明がされているということとはできないことに照らし、本件事故と請求人が主張する高次脳機能障害との間に相当因果関係を肯定するに足りる根拠を認めることはできない。

以上より、決定書理由に説示するとおり、請求人は高次脳機能障害を発症したと認めることはできないため、本件事故に起因する残存障害として評価できない。

### (3) 疼痛等感覚障害について

請求人は、身体各部位に疼痛等感覚障害が残存するとするが、一件資料を精査するも、決定書理由に説示するとおり、障害等級に該当するものとは認められない。

### (4) また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

## 3 結 論

以上のとおり、請求人には、本件事故によって障害等級に定める程度の障害が残存しているとは認められないが、本件処分を請求人に対して不利益に変更すべきではなく、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月21日